

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第六十六号）（人  
事課）

- 一 改正の要旨  
医療法の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行つた。
- 二 施行期日  
令和八年一月一日



★  
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第六十七号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、規則に定める事務の範囲の規定について必要な改正を行つた。

二 施行期日

令和八年四月一日



★ 広島県中小企業支援資金貸付規則及び広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第六十八号）（経営革新課）

一 改正の要旨

下記中小企業振興法の一部が改正されたことに伴い、引用する法律の題名等の整理を行つた。

二 施行期日

令和八年一月一日